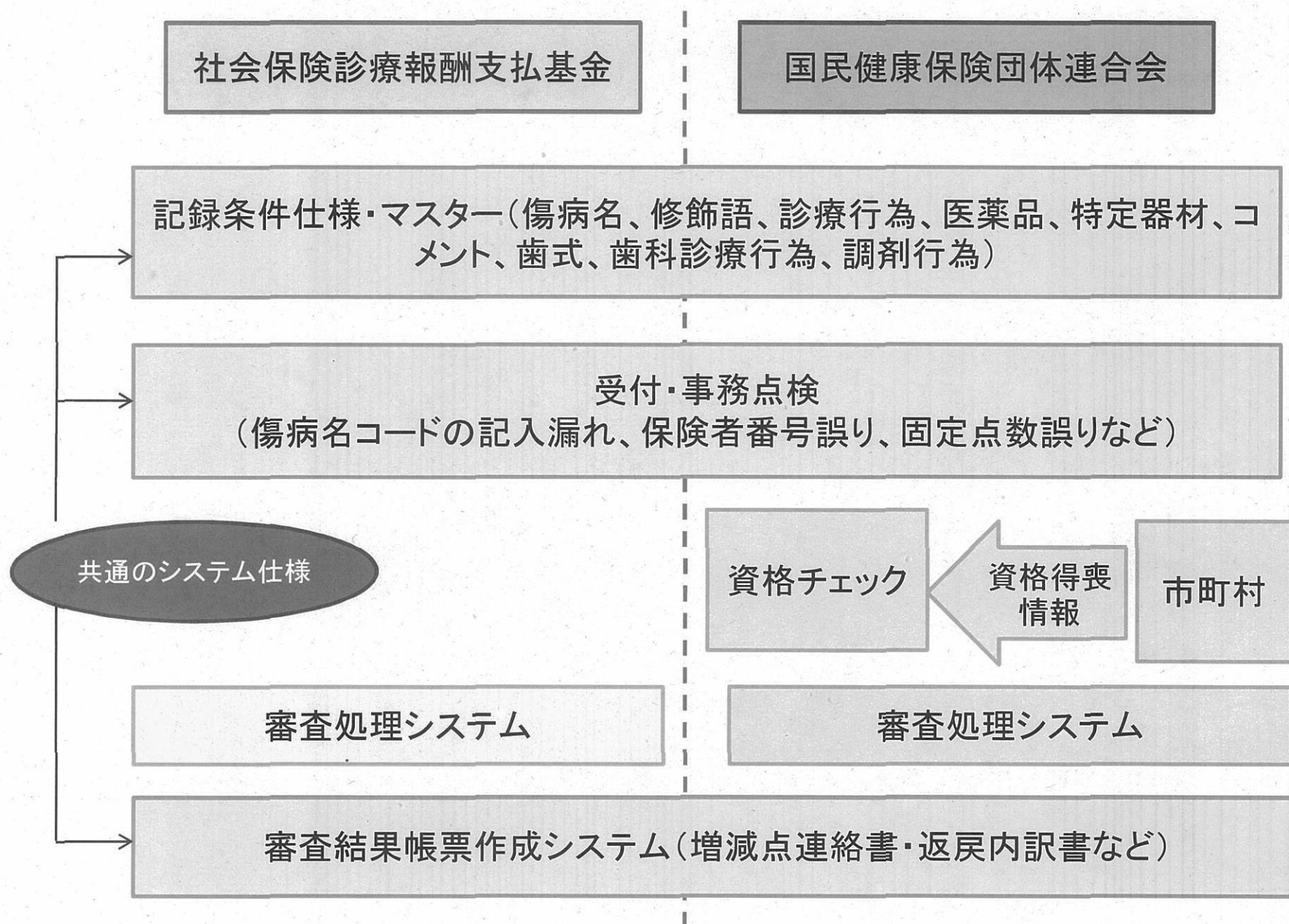


審査支払機関におけるシステムの現状

- 1 支払基金と国保連における電子レセプトの処理システム
- 2 システム関係資料(支払基金提出資料)
- 3 システム関係資料(国保連合会・国保中央会提出資料)

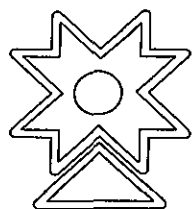
1 支払基金と国保連における電子レセプトの処理システム



2 システム関係資料

社会保険診療報酬支払基金提出資料

平成22年10月26日



レセプト電算処理システムの開発及び運用における 支払基金と47国保連合会との関係

平成22年10月26日
社会保険診療報酬支払基金

レセプト電算処理システムの開発及び運用における 支払基金と47国保連合会との関係

- 「レセプト電算処理システム」は、電子レセプトについて、医療機関による提出、審査支払機関による審査及び保険者による受取りを一貫して実施するためのシステム。
- 昭和58年、厚生省が「レセプト処理システムの基本構想」を示して以来、支払基金においては、厚生省の要請を受けて、レセプト電算処理システムの開発及び運用を主導。
 - ① 「記録条件仕様」(＝レセプトのデータを電子的に記録するための条件を定めた仕様)
 - ・ 昭和58～59年に作成。診療報酬改定時に更新。
 - ・ 当初より、厚生労働省に提供。

② 「標準仕様」(＝医療機関が審査支払機関に対して電子レセプトを提出するに当たって点検すべき事項を定めた仕様)

- ・ 平成3年に診療所に係るものを、平成4年に病院に係るものを作成。診療報酬改定時に更新。
- ・ 当初より、厚生労働省に提供。

③ 「基本マスター」(＝傷病名、診療行為、医薬品、特定保険医療材料等のコード、名称等に関するデータベース)

- ・ 昭和58～59年に構築。毎月、更新。
- ・ 当初より毎月、厚生労働省に提供。平成3年11月以降毎月、国保中央会に提供。

④ 「医療機関マスター」(＝医療機関の名称、コード、施設基準、標榜科等に関するデータベース)

- ・ 昭和63年に構築。毎月、更新。
- ・ 平成3年11月以降毎月、国保中央会に提供。

⑤ 審査支払機関の業務処理のためのプログラム

i 電子媒体請求の受付のためのプログラム

- ・ 昭和59年に開発。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 平成3年以降、国保中央会に提供。

ii オンライン請求の受付のためのプログラム

- ・ 平成19年に開発。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 当初より、国保中央会に提供。
- ・ なお、認証局(=電子証明書を発行するシステムセンター)については、平成19年に国保中央会と共同で設置。

iii 基本マスターを活用したコンピュータチェックのためのプログラム

- ・ 昭和63年に開発。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 平成3年以降、国保中央会に提供。

iv 保険者に提供されるレセプト及び医療機関に提供される帳票(増減点連絡書等)を編集するためのプログラム

- ・ 昭和63年に作成。診療報酬改定時等に更新。
- ・ 平成3年以降、国保中央会に提供。

- なお、支払基金においては、レセプト電算処理システムの開発（仕様検討、進捗管理、プログラム検証等）及び運用を実施するために必要な組織体制を整備。平成22年度には、本部に3課を設置して28名を配置。
- また、レセプト電算処理システム（画面審査システムを除く。）の開発等に係る外部委託経費については、支払基金と国保中央会とがレセプト件数に応じて按分して負担。

【参考】 平成22年診療報酬改定に際してのレセプト電算処理システム（画面審査システムを除く。）の開発等に係る外部委託経費（概算）（単位：百万円）

	支払基金負担分	国保中央会負担分	計
プログラム開発	114. 5	134. 5	249. 0
基本マスター更新	23. 7	27. 8	51. 5
計	138. 2	162. 3	300. 5

（注） 平成22年度には、支払基金と国保中央会との間での按分の比率は、46:54である。

職員の審査事務及び審査委員の審査 のためのシステムの取扱い

○ 支払基金においては、

- ① 平成12年、画面による職員の審査事務のためのシステムを開発。
- ② 平成14年、画面による審査委員の審査のためのシステムを開発。
- ③ 平成19年、「点検条件の設定」(＝診療報酬の算定内容の適否に関する基準を個々に登録すること)によるコンピュータチェックを導入。
- ④ 平成22年、
 - ・ 医薬品の適応、用量及び禁忌
 - ・ 処置、手術及び検査の適応等に関する「チェックマスター」(＝診療報酬の算定内容の適否に関する基準を収載したデータベース)を活用したコンピュータチェックを導入。

⑤ 平成23年4月より、突合審査及び縦覧審査を実施する予定。
これらに係る職員の審査事務及び審査委員の審査を円滑に
実施するため、ワイド画面を活用した画面審査システムに
移行する予定。

⑥ 平成23年度には、

- ・ 電子点数表を活用したコンピュータチェック
- ・ 特定保険医療材料の適応及び用量に関するチェックマスターを
活用したコンピュータチェック

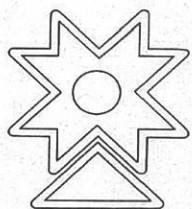
を導入する予定。

- なお、平成14～15年頃、支払基金より、国保中央会に対し、画面審査システムの提供を打診。
- しかしながら、国保中央会においては、平成17年以降、独自の画面審査システムを開発。
- この点については、審査支払機関の業務の中核である職員の審査事務及び審査委員の審査のためのシステムが支払基金と国保中央会との間での公正な競争のための重要な基盤となること等にかんがみると、合理的。

ワイド画面を活用した画面審査システム

次に掲げる理由に基づき、画面審査システムを更新するに当たっては、24インチ以上のワイド画面を採用する予定。

- ① 近時、ディスプレイの主流を占めるため、調達が容易であること。
- ② 複数のレセプトを同一の画面で表示することが可能であるため、見やすいこと。
- ③ 高点数のレセプトに添付される日計表(=投薬、注射、処置及び手術の区分ごとに各薬剤の日々の使用量を記載した資料)をスクロールなしで一覧的に表示することが可能であるため、操作が容易であること。
- ④ 設置に必要な面積が少ないこと。
- ⑤ 電源が一つであるため、消費電力が少ないこと。



医療事務電算システムの機器更新

平成22年10月26日
社会保険診療報酬支払基金

医療事務電算システムの機器更新をめぐる経緯

- 「医療事務電算システム」は、レセプト電算処理システムに「請求・支払計算システム」（＝保険者に対する請求額及び医療機関に対する支払額を計算するシステム）等を統合したシステム。
- 平成10年度、国庫補助事業として医療事務電算システムを開発。これにより、平成11年4月、全国の医療機関による電子媒体請求を受け付ける体制を整備。
- 平成17年度、医療事務電算システムの機器更新を実施。これは、
 - ① レセプト電算処理システムの普及状況に対応したサーバ等の処理能力の確保
 - ② 支部単位で設置されたサーバによる分散処理方式からセンターに設置されたサーバによる集中処理方式への移行
 - ③ 情報セキュリティの確保を目的とするもの。

医療事務電算システムの機器更新に関する基本的な考え方

- コンピュータシステムについては、安定的な稼働を確保するとともに、ITの進歩に的確に対応した最適化及び効率化を図るため、5～7年を目安として機器更新を実施することが一般的。
- 平成24年度中を目途に、次に掲げる基本的な考え方に基づき、医療事務電算システムの機器更新を実施する予定。
 - ① 機器の老朽化に伴うトラブルの回避
 - ・ 現行の医療事務電算システムの開発及び運用に係るアウトソーシングサービスに関する契約の期間は、平成17年10月～平成24年9月の7年。
 - ・ 当該期間中、機器の老朽化が進行。加えて、当該期間が満了すると、ハードウェアの保守部品の供給やソフトウェアの保守サービスの提供が打ち切られる可能性。
 - ・ これを踏まえ、機器の老朽化に伴うトラブルを回避するため、最新の機器を導入。

② システムの処理性能の向上及び拡張性の確保

- コンピュータチェックの充実等に現行の機器で対応しようとする、処理性能及び拡張性との関係で限界に達する見込み。
- これを踏まえ、システムの処理性能を向上させるため、サーバ及びクライアントを更新。
- また、システムの拡張性を確保するため、改修が繰り返されたプログラムを再構成。

③ システム障害の発生に際してのトラブルの回避

- 災害等に伴うシステム障害の発生に際しても、迅速な復旧を通じた事業の継続を可能とすることが必要。
- これを踏まえ、システム障害の発生に際してのトラブルを回避するため、機器を二重化するとともに、重要なデータを分散的に保管。

医療事務電算システムの機器更新に係る経費の縮減

○ 医療事務電算システムの機器更新に際しては、経費の縮減に取り組むことが重要。

○ このため、

① ハードウェアの設置及び保守

② ソフトウェアの開発及び保守

③ 運用管理サービス

(=コンピュータシステムの操作、監視等の技術支援を実施するサービス)

④ センターホスティングサービス

(=コンピュータの設置場所を提供するサービス)

等を分離した上で、それぞれコストを最小化するために適切な方法を選択して調達を実施する方針。

医療事務電算システムの機器更新に係るおおむねのスケジュール

- 平成22年度中を目途に、機器更新に関する基本計画を策定する予定。
- これに基づき、機器更新に向けた実作業を段階的に進める予定。
- 平成24年度中を目途に、機器更新を完了する予定。

3 システム関係資料

国保連合会・国保中央会提出資料

平成22年10月26日

国保連合会におけるシステム開発等の効率化への取り組み

- システムの開発・保守
全国保連合会に共通するシステムは、国保中央会が開発（標準システム）及び保守することにより効率化
なお、地域の実情（保険者ニーズ）に対応するための各国保連合会固有システムは連合会で対応
- システム開発・機器等の調達
競争入札により調達、また、全国規模の一括調達を行うことによりさらに効率化
- 今後の効率化への取り組み
 - ・ 平成23年度に審査支払関係システムに共通する機能・データを管理等する「共通基盤システム」を構築し、システム全体を効率化
 - ・ 仮想化技術の活用等により、機器台数、機器導入及び運用・保守に要する全体経費等の一層の削減を目指して、全国一拠点化をはじめとした拠点の集約化を検討
- 開発体制の充実
 - ・ 国保中央会にシステム担当理事の採用（平成22年度）
 - ・ システムコンサルタントの増員
 - ・ システム監査人の役割強化

国保連合会における機器更改の概要

1 採用OS（オペレーションシステム）の考え方

国保連合会におけるシステム処理機器のOSは、特定のハードメーカーに依存しないことによる機器調達コストの軽減（競争入札等）、地域の個別事情に即したカスタマイズや従来システムからの移行の容易性等を考慮し、「Windows」を採用している。

2 機器更改のサイクル

一般的に機器更改のサイクルは5年程度とされているが、更改に伴う経費負担の軽減を図るため、6年の本稼動期間をもって更改することとしている。

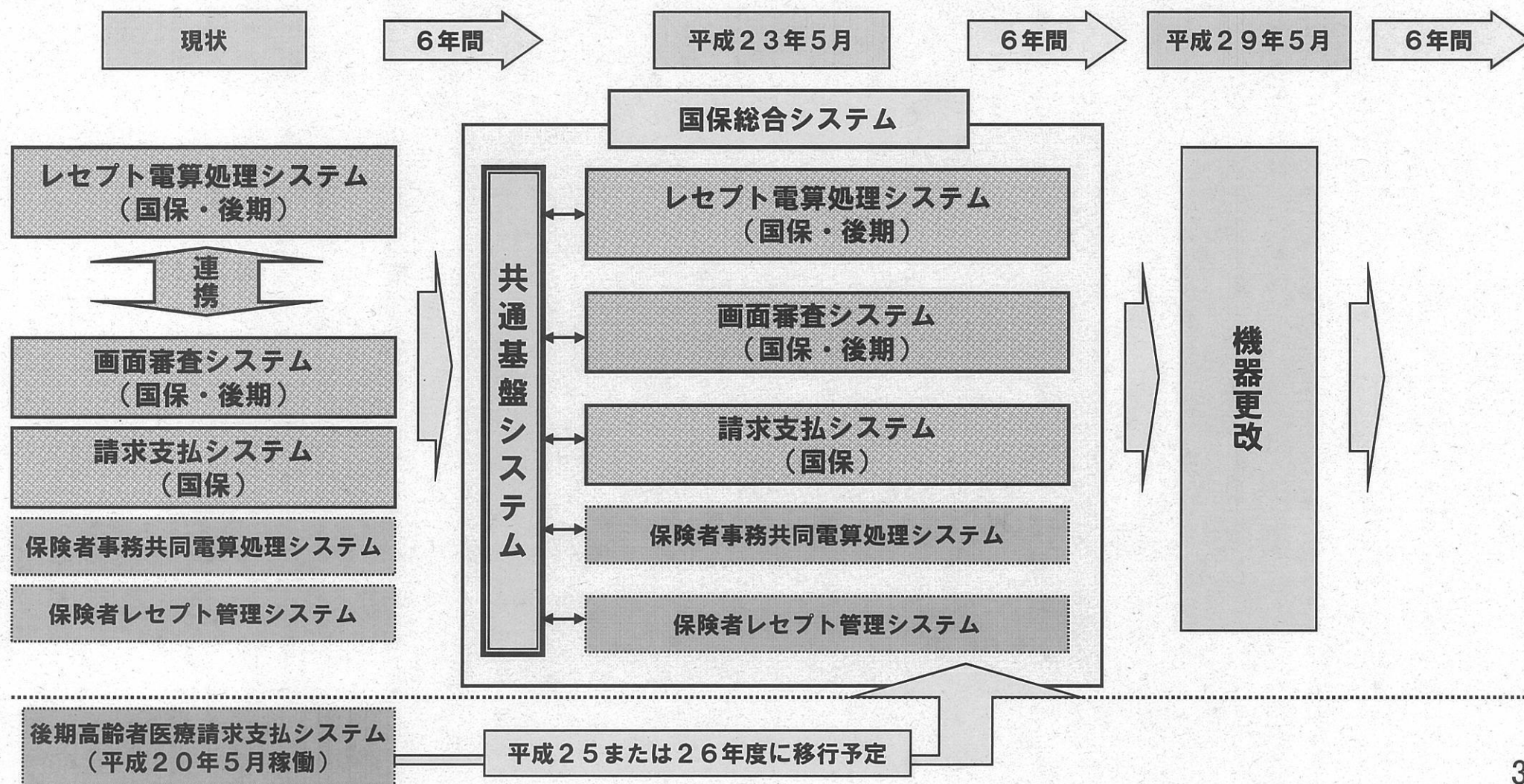
3 今後の機器更改

平成23年度の機器更改のタイミングを捉え、各業務システムで共通する機能・データを一括管理することにより、システム全体を最適化した「国保総合システム」を稼動させ、機器台数等の削減を図ることとしている。

今後の機器更改においては、制度改革の動向、各国保連合会の意向、ITの進歩等を踏まえ、更なる機器台数等の削減を検討する。

審査支払関係システムの更新スケジュール

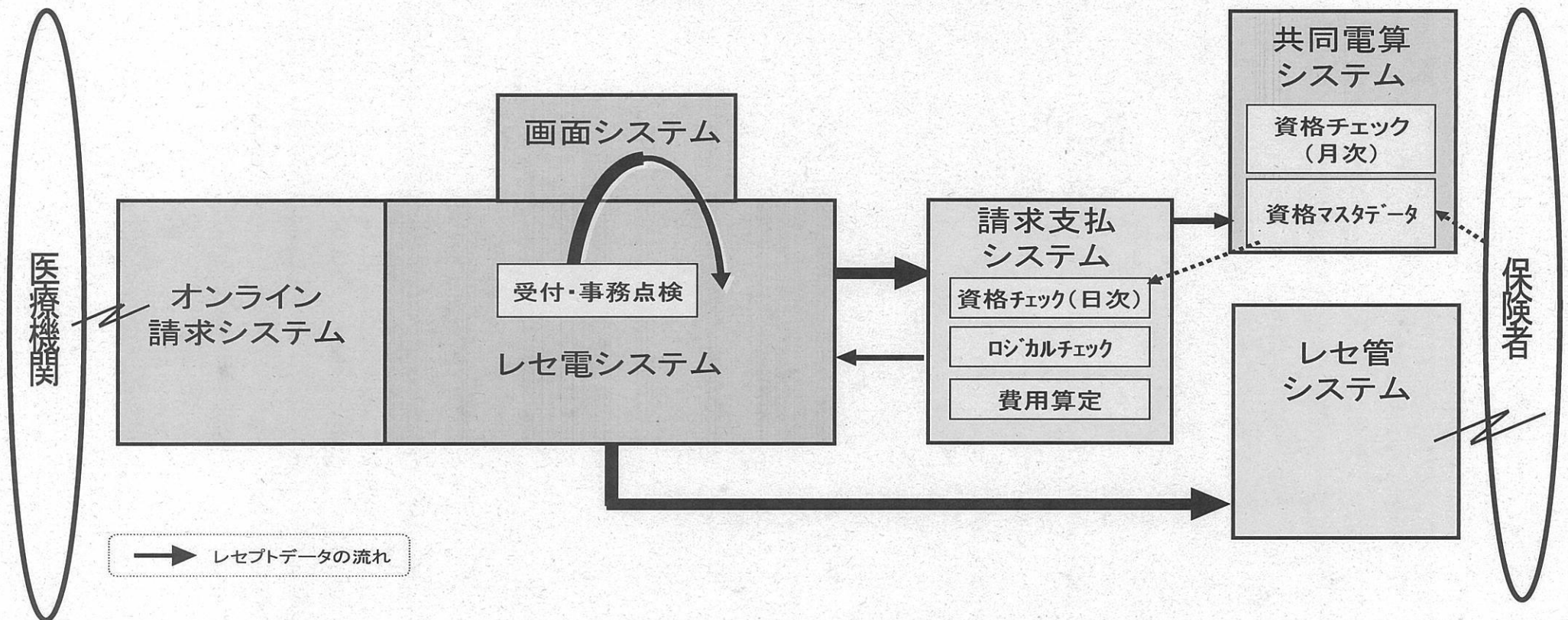
- ・ 機器の更改は、6年（本稼動期間）ごとに実施することとしている
- ・ 平成23年度の機器更改では、各システムに共通する機能・データを管理等する「共通基盤システム」を構築し、システム全体を効率化する



現行の国保の審査支払システム

- 画面審査を行うレセ電システムと、資格チェック(日次)・ロジカルチェック・費用算定を行う請求支払システムが別のシステムになっている。
- このため、全ての電子レセプトの画面審査が終了した後に、レセ電システムから請求支払システムに媒体等により必要なデータが投入され処理が行われるため、審査終了後のレセプトを返戻するなどの非効率が発生している。

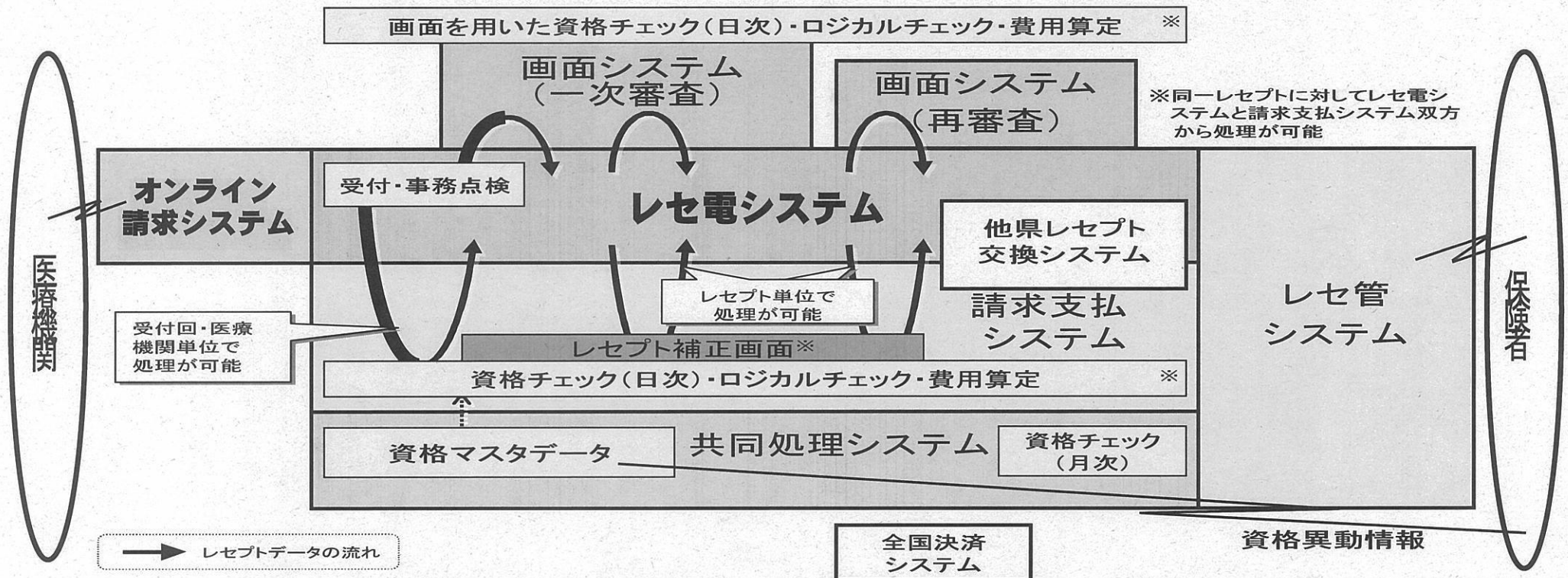
電子レセプトの流れ(一次審査)



最適化後の国保の審査支払システム

- レセ電システムと請求支払システムは一体となり、併せて処理性能が向上。
- 画面審査(突合・縦覧を含む)前の資格チェック(日次)等によるエラーデータの補正や
返戻処理が可能となるなど、従来よりも処理が速く、手戻りがなくなるなどのメリットがある。
- また、一体のシステムであることから、連合会ごとに業務処理の順番を変えるなど柔軟な
対応が可能となる。

電子レセプトの流れ(一次審査)

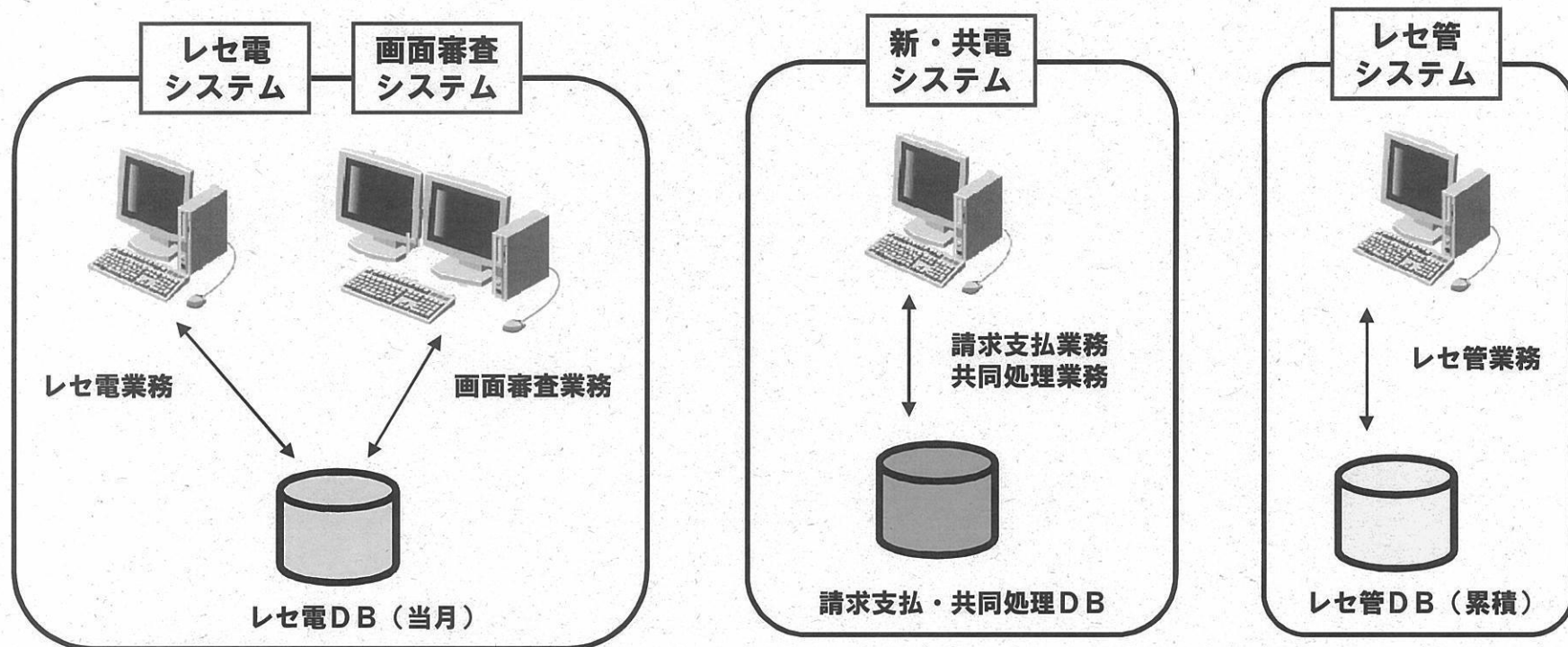


電子レセプトの流れ(再審査)

注：全国決済システムは、電子レセプトと残った紙レセプトを合算して処理を行う

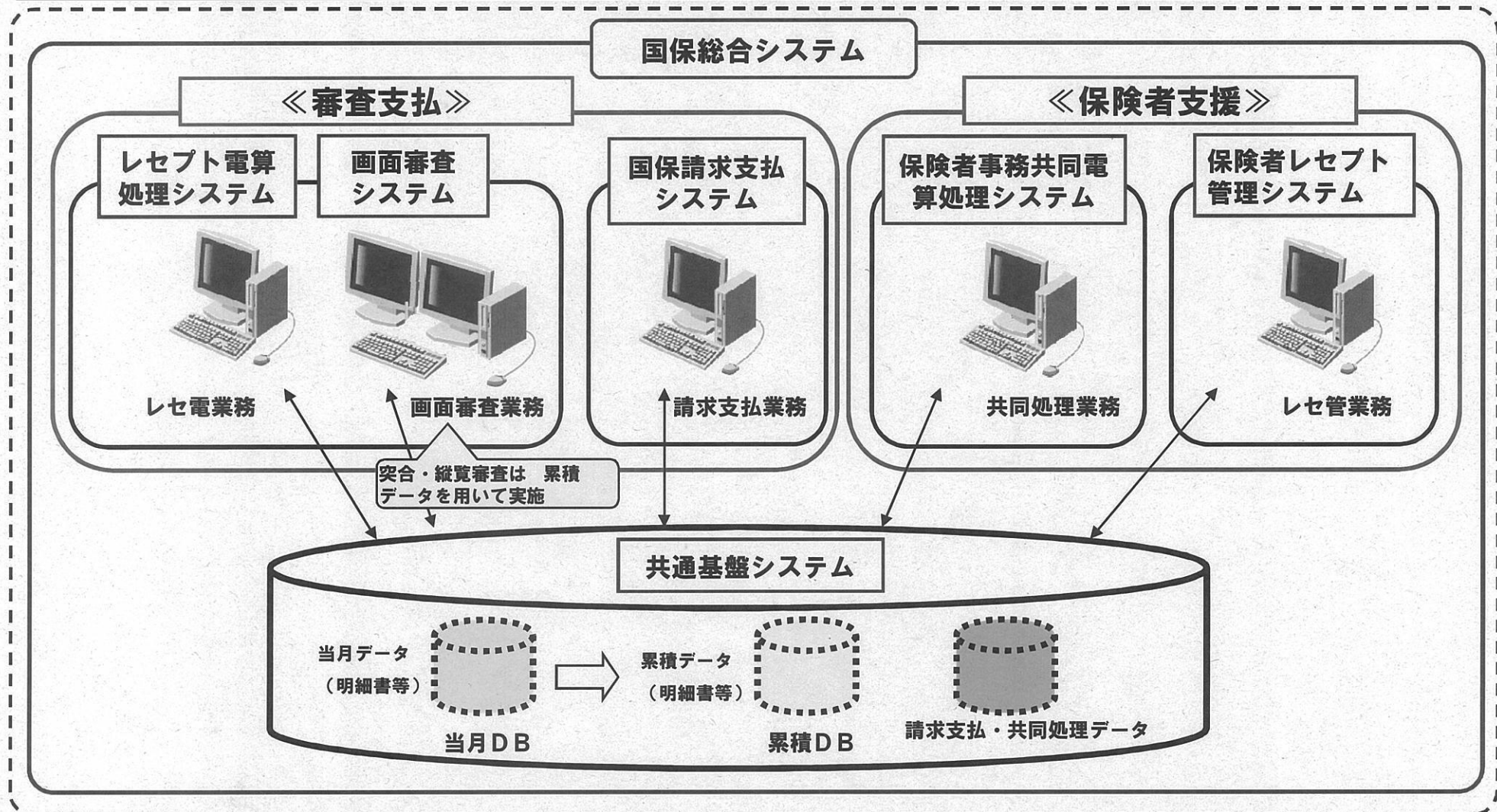
現行システムのイメージ

- ・各システムで必要とする機能をそれぞれが開発しているため、機能が重複
- ・各システムで必要とするデータをそれぞれが管理しているため、データが重複



国保総合システムのイメージ

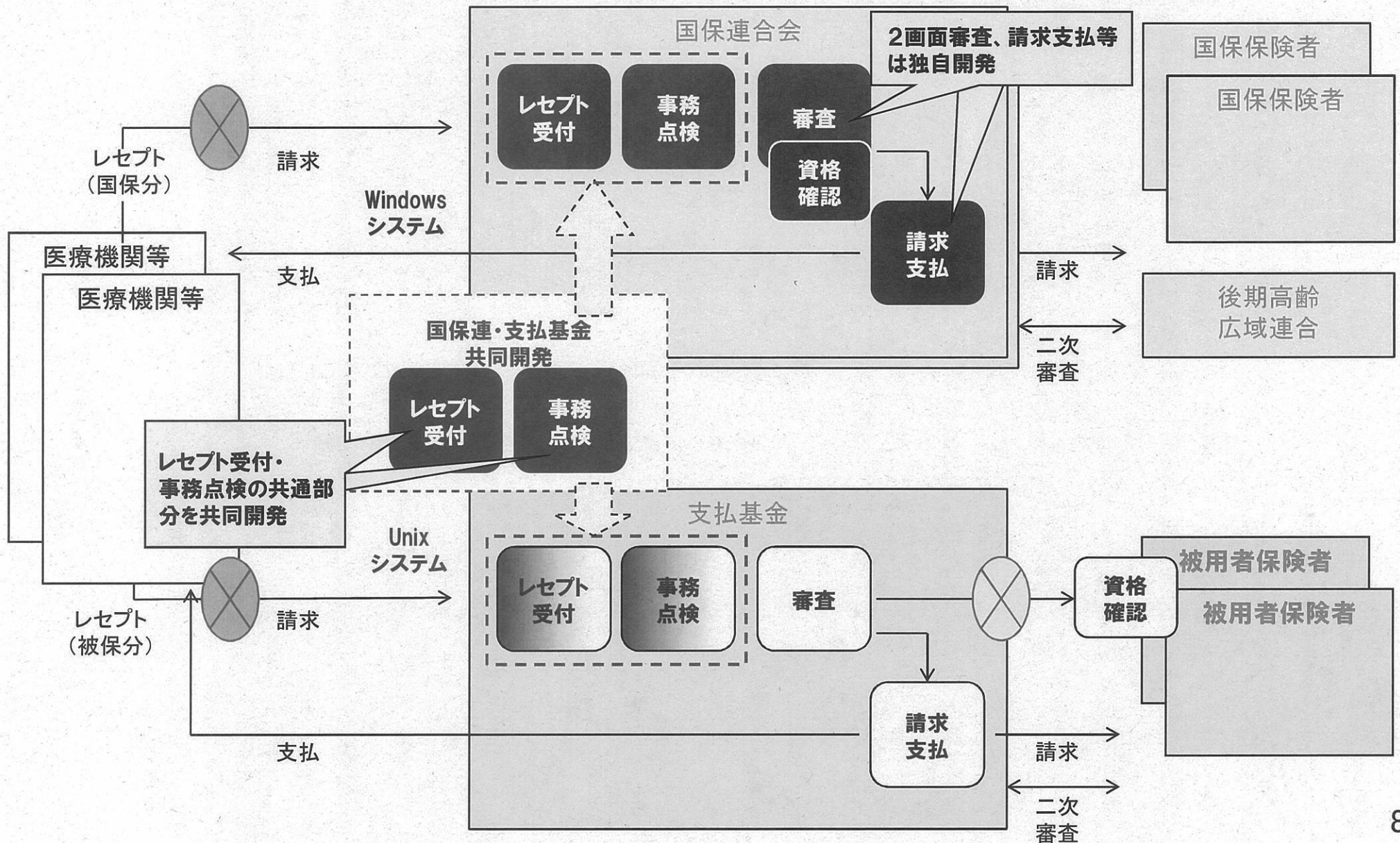
- ・ 審査支払、保険者事務共同処理の各システムに共通する機能・データを一括管理する「共通基盤システム」を構築し、システム全体を効率化



国保連と支払基金の現行システムのイメージ

国保連はWindowsシステム、支払基金はUnixシステム

レセプト受付と事務点検の多くは共同開発、画面審査や請求支払など共同開発できない機能は独自開発

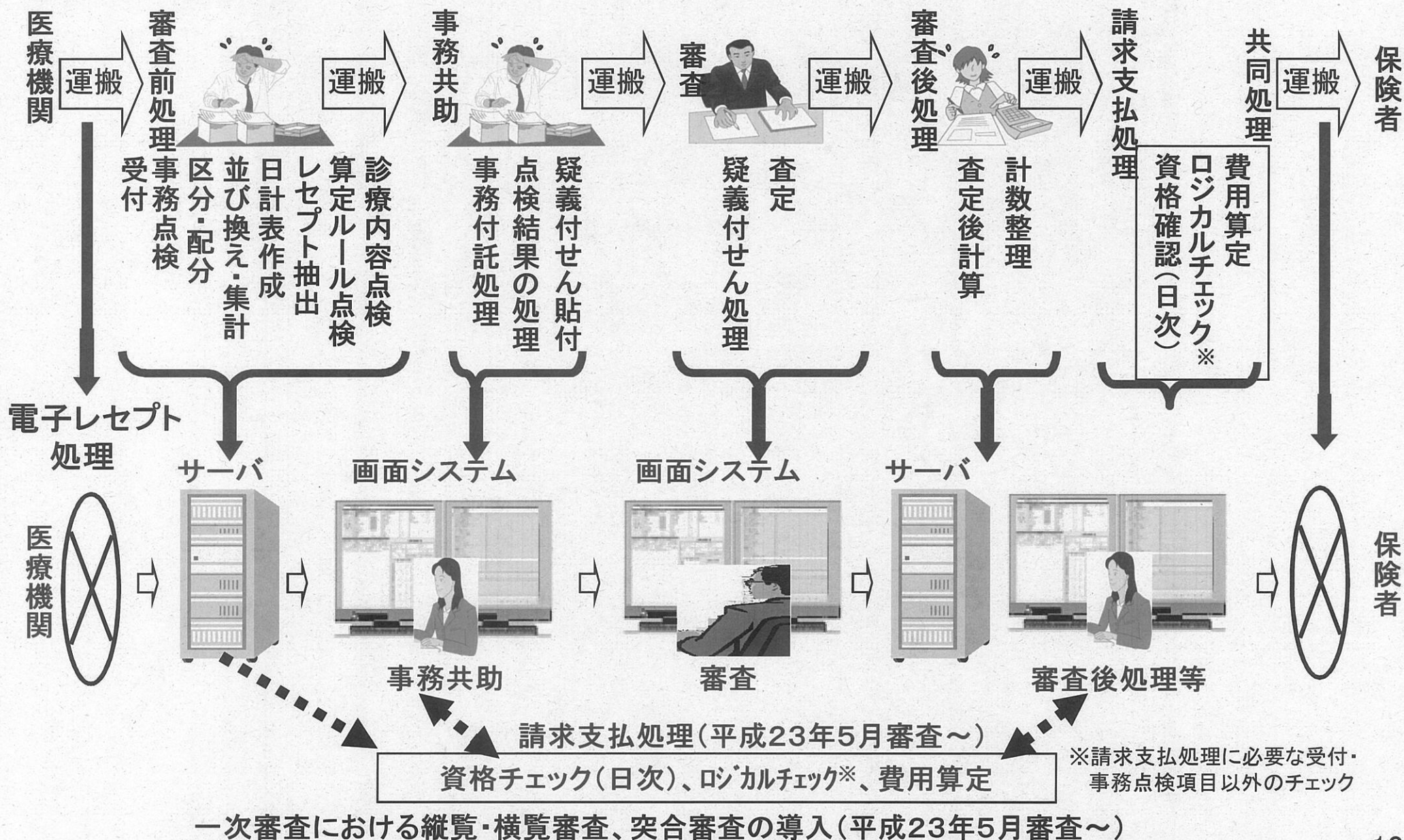


国保の画面システム

- ① 紙レセプトから電子レセプトへの業務の流れの変化
- ② システムチェック
- ③ 一次審査における縦覧・横覧審査、突合審査

審査業務の流れの変化(紙レセプト処理からペーパレス化での電子レセプト処理へ)

紙レセプト処理



電子レセプトに対するシステムチェックの実施

国保連合会では、現在すべての電子レセプトについて以下のシステムチェックを実施するとともに、今後、段階的に拡大、充実していくこととしています。

1. 算定ルールチェック

点数表の中にある算定ルールのチェックをすべて行うことを目的として、

2, 000項目(9月現在)→4, 000項目(平成22年度末)に拡大

注: 支払基金と共同で開発・運用しているレセプト事務点検において、形式的な点検の対象となっている単純な算定ルールのチェックを除く。

2. 審査支援(審査委員会が定めた医薬品の用量、投与日数等の基準に適合しているかどうか)のチェック

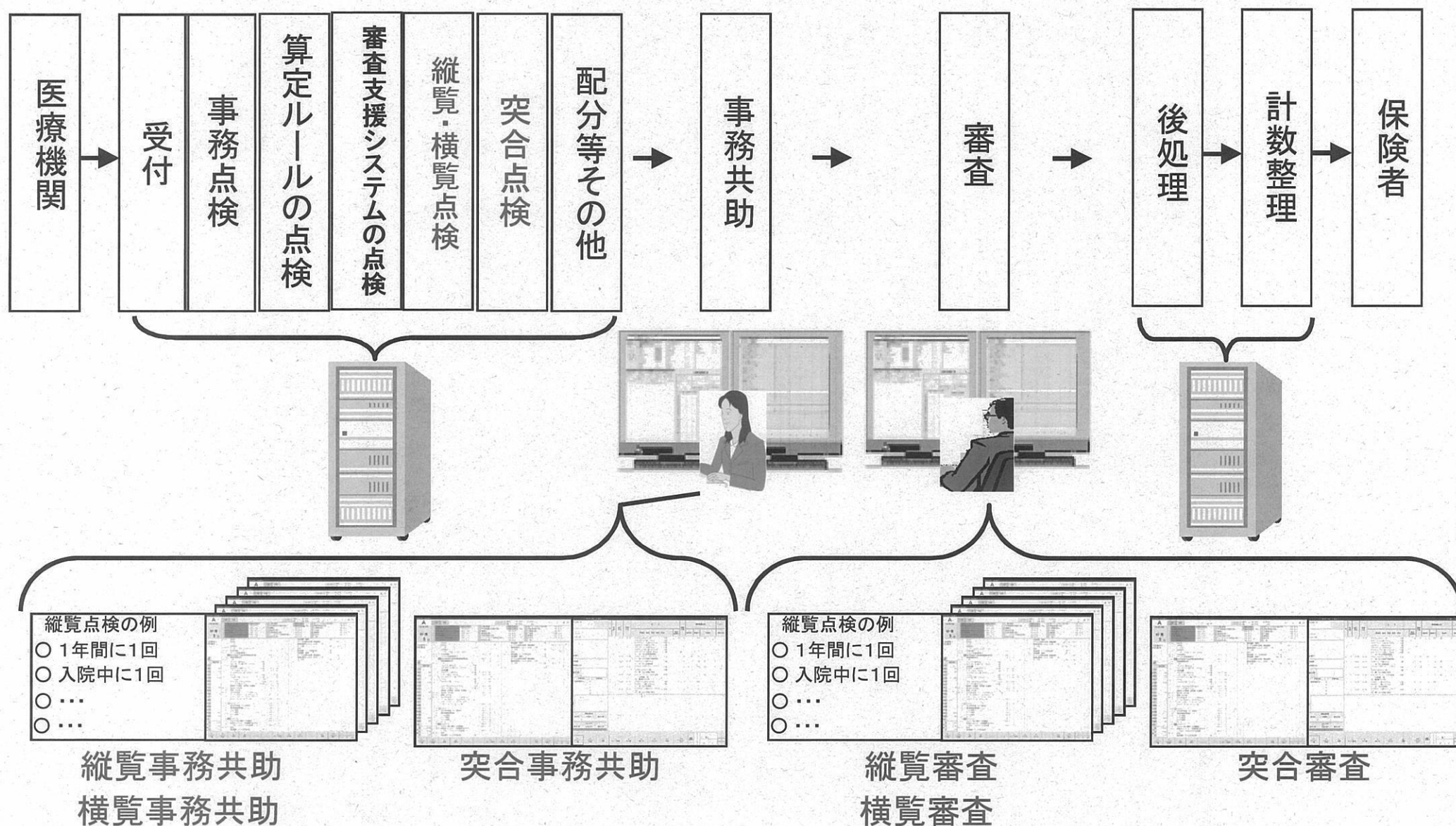
審査委員からの要望等に対応して、

5, 000項目(9月現在)→10, 000項目(平成22年度末)に拡大

一次審査における縦覧・横覧審査、突合審査

紙レセプトでは物理的に非常に困難であった縦覧・横覧審査、突合審査を、電子レセプトでは過去と現在のレセプト間の紐付け等が容易に行われることから、平成23年5月審査から国保連合会の一次審査において国保の二画面システムを用いた縦覧・横覧審査、突合審査を実施します。

一次審査における縦覧審査・突合審査の流れ



縦覧審査(3ヶ月に1回の縦覧審査例)

2ヶ月前のレセプト群

This screenshot shows the '2ヶ月前のレセプト群' (Claims from 2 months ago). The left pane displays a long list of claims, and the right pane shows a detailed view of a selected claim, including patient information and a list of medical services.

1ヶ月前のレセプト群

This screenshot shows the '1ヶ月前のレセプト群' (Claims from 1 month ago). The layout is identical to the previous screenshot, with a list of claims on the left and a detailed view of a selected claim on the right.

今月のレセプト群

This screenshot shows the '今月のレセプト群' (Claims from this month). The layout is identical to the previous screenshots, with a list of claims on the left and a detailed view of a selected claim on the right.

診療項目

当該月

1ヶ月前

2ヶ月前

3ヶ月前

PSA精密

○

○

二画面システム



縦覧審査の方法：3ヶ月に1回しか請求できないルールを例にとると、3ヶ月間で2回請求されていれば、請求されているレセプトを二画面システムの画面にそれぞれのレセプトを表示して審査する。

横覧審査

①

医療機関番号、被保険者証番号、生年月日、性別等を用いて、同じ医療機関から請求される入院レセプトと外来レセプトを突き合わせて算定ルールが適当であるかどうかの審査をする。

外来レセプト

外来レセプト

処方せん料(40点、68点)

入院レセプト

調剤技術基本料1(42点)

入院レセプト

外来レセプト

入院レセプト

横覧の方法は、突き合わされた同月の入院レセプトと外来レセプトについて、例えば同じ診療項目を同時に入院レセプトと外来レセプトに請求してはいけない算定ルールが守られているかどうかの審査を行う。

突合審査

適応のない医薬品が処方されていないかどうかをみるため突合審査を行う

①

調剤レセプトの医療機関番号、被保険者証番号、生年月日、性別等を用いて医科レセプトと調剤レセプトを突合する。

医科電子レセプト

レセ電傷病名マスタ

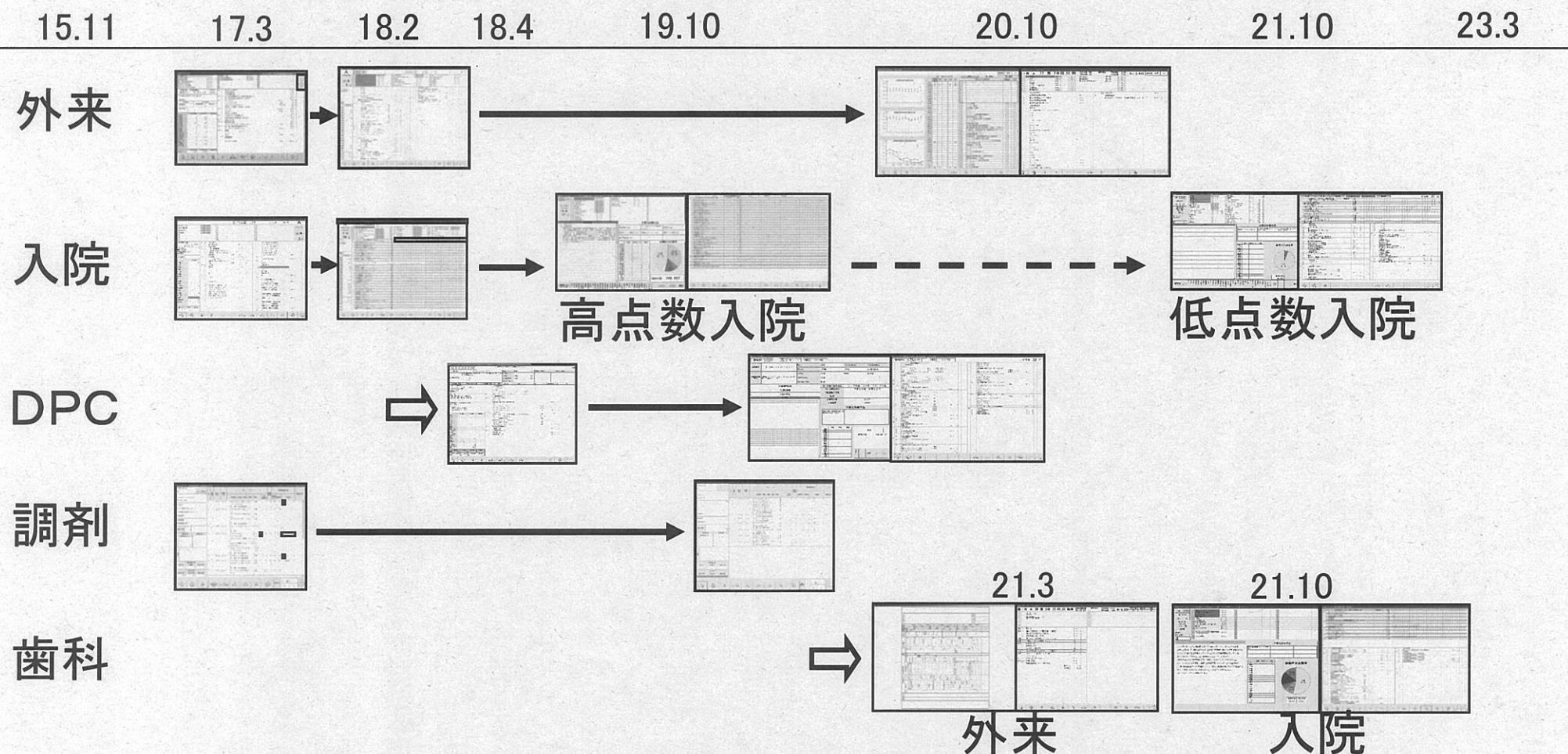
調剤電子レセプト

医薬品傷病名マスタ

② 突合の方法は、突合された医科レセプトと調剤レセプトについて、医科レセプトの傷病名と、調剤レセプトに処方されている医薬品の適応傷病名をコンピュータ上で照合し、お互いの傷病名が合っているかどうかの審査を行う。

(参考)

画面システムの開発

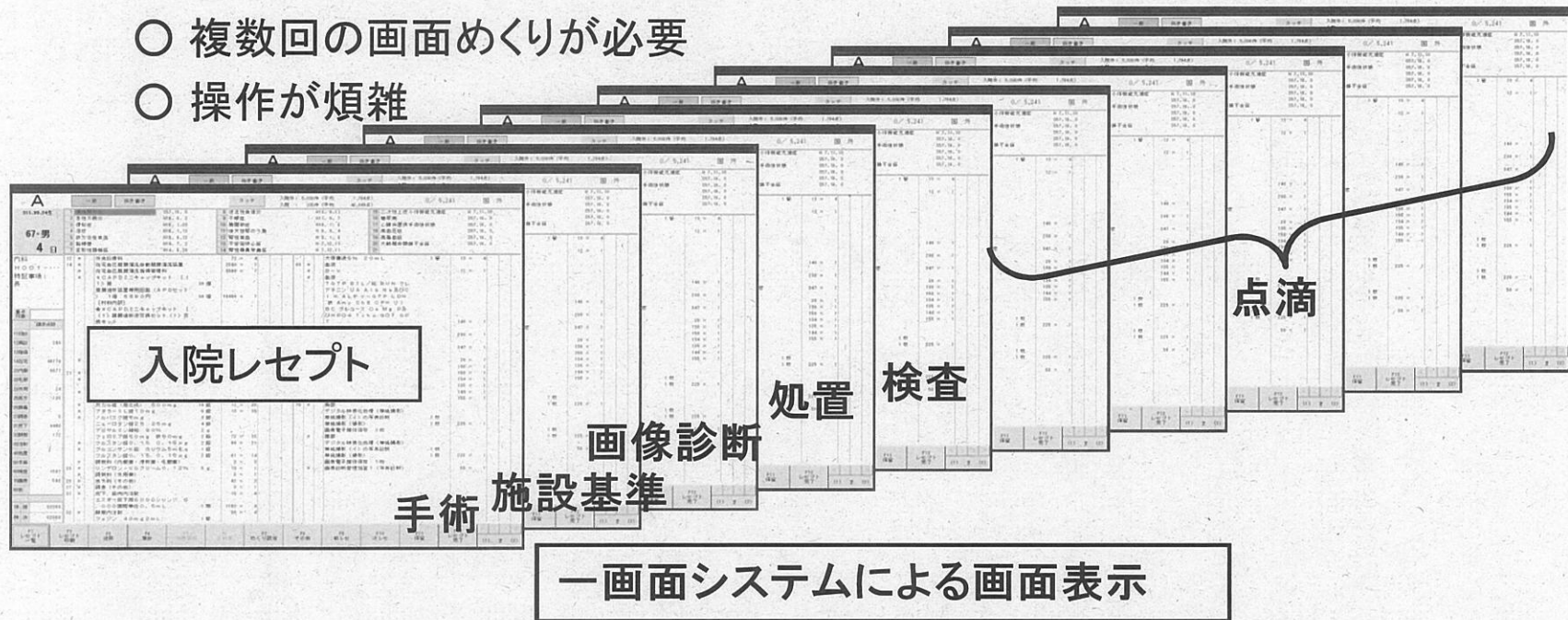


国保中央会は、審査委員会及び審査担当職員等の意見・要望を参考に随時機能強化するとともに、二画面システムの開発を行ってきた。

国保の二画面システムの開発

- 必要性：一画面で情報量の多い入院レセプトを表示すると、以下の理由により使い勝手の悪いシステムになり、一瞥しやすくするために紙に打出しての処理が行われる等、ペーパレス化が困難であった。
(例：傷病名と診療行為との関係など)

- 画面を一瞥して、内容の把握ができない
- 複数回の画面めくりが必要
- 操作が煩雑



- ペーパレス化と審査の効率化のため、二画面システムの開発へ：
レセプト情報を集約、整理することにより、画面数を少なくしています。

国保の二画面システムの開発

- 左側の画面はレセプトの特徴を示す情報を集約(傷病名、症状詳記、主要な診療行為等)して表示  レセプトの概要を早くつかめる
- 右側の画面は投与された医薬品を投与日ごとに集計した日計表や検査・処置など審査の着眼点ごとに一覧表を作成する 
- 全体として画面数を少なくするとともに、審査効率の向上を図っている
- 二画面で審査を行うため、例えば、傷病名と症状詳記、傷病名と医薬品、症状詳記と医薬品、傷病名と処置等の診療項目などとの審査に必要な相互関係が容易に把握できる  職員の審査事務共助や審査委員の審査が効率的にできる

